

大船渡市東日本大震災追悼施設整備方針

令和5年4月
大船渡市

目 次

1	整備目的	3
2	整備場所	3
3	犠牲者の氏名の掲示	4
	(1) 掲示方法	4
	(2) 掲示意向の確認	5
	(3) 配置順等	5
	(4) 関連死等	5
4	整備内容	5
	(1) 基本構想	5
	(2) 構造及び材質	6
	(3) デザイン	6
5	契約方法	6
6	名 称	6
7	今後の予定	7

参 考

1 整備目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災（以下「震災」という。）により、当市においては、多くの市民の尊い生命と貴重な財産が失われるなど、未曾有の被害を受けましたが、国内外からの物心両面にわたる多大な御支援を糧に、市民の心を一つにした懸命な努力により、復旧・復興に取り組んできました。

震災から12年が経過した今、市民の中には、震災の記憶が徐々に薄れてきている方もおり、震災を経験していない世代も多くなってきています。

こうしたことから、震災により犠牲になられた市民への深い追悼の意を表し、さらには、震災の記憶を決して風化させることなく未来への教訓とする、象徴的な場が求められています。

また、当市は、チリ地震津波や昭和三陸大津波など、津波の常襲地として過去に何度も災害に見舞われてきましたが、その度に多くの温かい支援に支えられ、生きる希望と再び立ち上がって前へと歩み出す勇気を持って、災害を乗り越えてきました。

当市では、そうした市民の想いも伝えたいことから、次の目的により追悼施設を整備します。

- 震災で亡くなられた市民に対する深い追悼のため
- 震災の記憶を決して風化させることなく未来への教訓とし、今後の災害に備える意識啓発を図るため
- 震災を乗り越え復興した想いを伝えるため

2 整備場所

本追悼施設の整備場所等について、市内の「東日本大震災追悼施設整備市内検討委員会」において検討を重ねる一方、市内各種団体から推薦された方々や学識経験者による「大船渡市東日本大震災追悼施設整備懇談会」、「大船渡市防災学習ネットワーク運営協議会」からの意見聴取、さらには、御遺族及び一般市民を対象としたアンケートに取り組み、鋭意検討を進めてきました。

多様な意見、提言を整理・集約し、整備場所については、特に、以下に掲げる点を重視することとし、「みなと公園展望広場内」を選定しました。

- ・気軽に訪れやすいこと
- ・場所が分かりやすいこと
- ・復興したまちの姿がみられること
- ・海が見えること

各整備目的に対する選定理由は次のとおりです。

「震災で亡くなられた市民に対する深い追悼のため」

- ・追悼の面から、海を見渡しながら、また、感じながら祈ることができる場となります。
- ・鎮魂愛の鐘と合わせ祈ることができる場となります。
- ・市内における犠牲者が最も多い地区です。

「震災の記憶を決して風化させることなく未来への教訓とし、今後の災害に備える意識啓発を図るため」

- ・施設に訪れることが容易で分かりやすく、商店街や夢海公園に訪れた方など多くの人の目に触れることができる場所です。
- ・展望広場までのスロープ路を利用し、過去も含めた津波の高さを表示することによりその高さを体感できます。
- ・整備後においてもソフト事業に取り組みやすい場所です。
- ・客船入港や水揚げなどに、海から来訪した方も訪れやすい場所です。

「震災を乗り越え復興した想いを伝えるため」

- ・施設に訪れることが容易で分かりやすく、商店街や夢海公園に訪れた方など多くの人の目に触れることができる場所です。
- ・大船渡駅周辺のキャッセンエリアが望め、復興した姿を来訪者に伝えることができる場所です。

3 犠牲者の氏名の掲示

○ 氏名を掲示します。

理由

訪れた方々が犠牲者に想いを寄せ、悼むことができる施設としたいことから、氏名を掲示します。

御遺族及び市民を対象としたアンケート（以下、「アンケート」という。）の結果においても「掲示したほうがよい」が4割と、最も多くの回答となっているためです。

(1) 掲示方法

- QRコード：平常時（任意に見ることができるよう、QRコードをスマートフォンで読み取り画面上に表示する。）
- 取り外し式芳名板：毎年3月11日に掲示することにより、犠牲者に対しより想いを寄せ、悼むことができます。

理由

整備場所のみなど公園のコンセプトは、「直立堤の存在感を和らげ、人々が集える居場所づくり」であることから、氏名を掲示することによってこのコ

ンセプトの妨げになる影響も考慮し、二つの掲示方法としました。

(2) 掲示意向の確認

- 御遺族から意向の確認ができた場合のみ掲示します。

理由

御遺族の心情を考慮しました。

(3) 配置順等

- 地区ごと世帯ごとの 50 音順を基本とします。

理由

アンケート結果の最多回答と 2 番目に多い回答を組み合わせました。

- 設置後、修正の可能性もあることから、入替え可能なものとします。

- 死亡時の年齢を入れます。(満年齢)

理由

アンケート結果において「掲示したほうがよい」が 4 割以上となっており、最も多くの回答となっているためです。

(4) 関連死等

- 行方不明者、関連死により亡くなられた方及び市外滞在時に犠牲となった市民も提示します。

理由

犠牲になられた市民に対する追悼を目的としているためです。

- 市民以外の市内滞在時の犠牲者についても、確認ができた場合のみ掲示します。

理由

市内で犠牲になられたことから、市民の犠牲者と同様の扱いとするためです。なお、御遺族が特定できないことから、広報等を用いて意向を確認します。

4 整備内容

- 追悼施設は、下記内容を満たす碑又はモニュメントとします。

理由

アンケート結果において、「どちらでもよい」との回答が半数近くとなっております。整備場所の条件等もあることから、どちらにも捉われないものとしします。

(1) 基本構想

- ア 施設の構成は、碑又はモニュメント、取り外し式の芳名板、過去の津波の高さの表示板及び施設案内兼避難誘導標識等とします。

- イ 整備目的を体現する形状とします。
 - ウ 多くの方に訪れていただきたいことから、宗教色がなく、広く人々に受け入れられるものとします。
 - エ 維持管理に配慮したものとします。
 - オ 被害状況、追悼や後世へのメッセージ、復興の歩み等を記したものとします。
- ※ 具体的な内容は今後検討します。

(2) 構造及び材質

- ア 安全性に配慮し、容易に倒壊、又は損傷することのない構造とします。
- イ 長年の使用、風雨、温度変化、塩害、紫外線等に耐え得るものとします。
- ウ 既存の構造物等の強度に影響を及ぼさないものとします。
- エ 犠牲者の氏名の芳名板への掲示は、設置後、修正の可能性もあることから、入替え可能なものとします。
- オ 遺族等が献花できる機能を備えることとしますが、強風等により容易に花が散乱しないような構造とします。なお、追悼式典等の大規模な献花等については想定していません。
- カ 碑又はモニュメントの周囲は、既存のレンガ舗装と同様のものとします。

(3) デザイン

- ア 遺族や被災者、設置場所を考慮したデザインや色にします。
- イ 整備目的を体現する形状とします。(再掲)
- ウ 多くの方に訪れていただきたいことから、宗教色がなく、広く人々に受け入れられるものとします。(再掲)

5 契約方法

- 公募型プロポーザル方式により、デザイン・設計・碑又はモニュメント等製作・施工の受託業者を決定することとします。

理由

碑又はモニュメントについては芸術性や創造性のほか、整備場所の特殊性から専門的な技術が求められるためです。

6 名称

- 今後、東日本大震災追悼施設整備庁内検討委員会において案を検討し、市長が決定します。

7 今後の予定

項目	月	R5 3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	R6 1	2	3
整備方針（案）の素案の決定		→												
みなと公園への港湾施設占用許可申請に係る協議及び申請		→ 協議								→ 申請				
市議会（全員協議会）での説明実施		→												
パブリックコメント		→												
庁内検討委員会における整備方針(案)取りまとめ 市長決裁による整備方針の決定			→											
公募型プロポーザル方式によるデザイン・設計・ 碑又はモニュメント等製作・施工業者の選定			→ 準備・公募・選定											
御遺族等へ氏名掲示の意向確認			→											
名称、碑又はモニュメントに記す被害状況、 メッセージ等の案の検討・決定				→										
選定業者によるデザイン・設計、デザインの決定						→								
碑又はモニュメント等製作、施工									→					
除幕式（3月）														→

参 考

大船渡市東日本大震災追悼施設整備場所位置図



整備場所における予定位置及び整備イメージ

- みなと公園展望広場内予定位置



- 整備イメージ



震災の津波の高さを表示予定

